

## 第 15 章 雑則

### 第 1 その他

- 1 この基準は、通知の日から施行する。(令和 6 年 3 月 31 日 制定)
- 2 この基準の施行の日において、現に新築等の工事中の防火対象物、既に法第 7 条の規定に基づく消防同意を行っているもの(建基法第 18 条第 2 項に係る建築物について、同法第 93 条第 4 項の規定に基づく通知を受けているものを含む。)又は事前相談を受け、かつ、設計が完了しているものについては、なお従前の例による。